

## 小値賀町家庭学習通信機器購入事業 特記仕様書

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症に係る学校休業に備え、インターネット環境のない家庭へモバイル通信機器（通信契約込み）を貸し出し、タブレットを使用した家庭でのオンライン授業の機会を確保し学習を保障する。

### 2 購入物品・契約及び数量

- ① モバイル通信機器 Wi-Fi ルーター 45台（ACアダプター等付属品含む）
- ② 上記①を利用するためのモバイル通信サービス（2年契約）

### 3 納入場所

小値賀町教育委員会事務局

### 4 納入期限および契約期間

- (1) モバイル通信機器 令和2年10月30日まで
  - (2) モバイル通信サービス 令和2年11月1日～令和4年10月31日（2年契約）
- ※早期の納品が可能な場合は、双方協議の上通信契約開始日を早めることができる。

### 5 条件

- (1) モバイル通信機器について
  - (ア) 4G/LTE（データ通信）で接続可能であること。
  - (イ) 納入品はすべて同一機種とする。クラウド Wi-Fi システムを搭載し、docomo、au、Softbank の3社に対応した端末であること。どの通信網でも高速通信が行えること。
  - (ウ) 最大接続台数は5台以上、最大通信速度は下り150Mbps以上、上り50Mbps以上であること。
  - (エ) 連続通信時間が10時間以上であること。
  - (オ) 機器ごとに個体管理番号を振り分け、一覧を作成しデータにて提供すること。また、個体管理番号を記載したラベルを機器に貼付し、納品すること。
  - (カ) 機器と合わせて充電器（ACアダプタ、USBコード）、機器の説明書を付属品として、提供機器と同台数分を納品すること。
  - (キ) 通信に必要な設定や作業（SIM挿入、APN設定など）を済ませ、通信契約後、すぐに通信ができる状態で納品すること。
  - (ク) 初期不良があった場合は代替品の送付および交換修理等で家庭学習に支障をきたさないよう迅速に責任を持って対応すること。

(2) モバイル通信サービスについて

(ア) 高速通信容量は月 100GB 以上とする。

(イ) 小値賀町で主に児童生徒が学習に使用する時間帯(8:00~16:30)は常時、5 Mbps 以上の速度を確保すること。

(ウ) 月末締め、翌月末までの支払いとする。

(エ)本契約は長期継続契約であり、契約内容に次の条項を設ける。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

〇〇条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、小値賀町(甲)の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、小値賀町(甲)は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 相手方(乙)は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、小値賀町(甲)にその損害を請求することができる。この場合における補償額は甲乙協議のうえ定める。

(3) 見積り金額について

(ア) モバイル通信機器

①AC アダプタ等使用するに必要な付属品および作業費等を含めた金額とする。

②送料がある場合は送料を加算する。

③補償プランがある場合は、参考として記入する。プランに加入するかどうかは発注者の任意とする。

(イ) モバイル通信サービス

①月額と契約期間総額を併記する。

6 その他

障害発生、契約変更、使用方法、機器の紛失による回線停止等について、電話(年末年始を除く)及びメールで受付可能なサポート窓口を設置すること。(平日(月曜日~金曜日))